

議第75号 呉市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正（令和6年法律第4号による改正）により、市税の各税目における措置の創設、見直し等が行われたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 新たな公益信託制度（※）の創設に伴う改正（個人の市民税）

公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の全部改正（令和6年法律第30号による改正）により、新たな制度として、「公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」を寄附金控除の対象とする等の措置が講じられたことに伴い、関係規定の整備をします。

※ 新たな公益信託制度とは、公益を目的とする信託による事務の実現を促進して、民間も公的役割を担う社会を実現するため、公益信託の引受けの許可及びこれに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた従来の公益信託に関する制度を改め、公益信託の認可及びこれに対する監督を公益認定等委員会等の関与の下で行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が行うこととする制度です。

(2) 職権による減免に係る規定の整備（個人の市民税、固定資産税及び特別土地保有税）

大規模災害が発生した際、被災地において災害減免の適用となることが明らかでない場合であっても、当該減免の適用を受けようとする者は、申請書等を提出しなければならず、被災者及び税務当局双方に負担が生じていました。

こうした中、令和6年能登半島地震による災害の発生等を踏まえた総務省の技術的助言を参考に、大規模災害発生時における減免を念頭に置き、被災前の備えとして、職権による減免を可能とする規定の整備をします。

(3) その他

法改正による引用条項の移動等に伴い、関係規定の整理をします。

3 施行期日

(1) 公布の日

職権による減免に係る規定の整備

(2) 令和7年4月1日

法改正による引用条項の移動に伴う規定の整理

(3) 公益信託に関する法律の施行の日（原則施行日）の属する年の翌年の1月1日

公益信託制度の改正に伴う規定の整備